

豊田市支援会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市支援会議の設置及び構成並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会福祉法第106条の6の規定に基づき、複雑化・複合化した困りごとを抱えている者及びそのおそれのある者（以下「対象者」という。）の支援を早期に実施するため、豊田市支援会議（以下「本会議」という。）を設置する。

2 本会議は、次に掲げる会議体を兼ねる。この場合、各会議体の根拠法の規定に則り適切な運営がなされるように留意する。

（1）孤独・孤立対策推進法第15条第1項に規定される孤独・孤立対策地域協議会

（2）生活保護法第27条の3第1項に規定される調整会議

（3）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項に規定される支援調整会議（個別ケース検討会議）

（構成）

第3条 本会議は、豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱別表第1に規定する事業の実施主体となる支援機関及び委託事業を実施する者その他市長が認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（所掌事務）

第4条 本会議は、次に掲げる事項について所掌する。

（1）支援同意のない対象者に対する支援を図るために必要な情報の交換

（2）支援同意のない対象者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討

（3）本会議の関する事例を通じて確認された地域課題や社会資源の不足についての情報共有や対応方法の検討

（4）その他本会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（会議の開催）

第5条 本会議に、前条第一号及び第二号に掲げる事項の検討を行うため、支援会議を設置する。支援会議は、豊田市重層的支援体制整備事業実施要綱第6条第2項に規定する多機関協働事業者（以下「多機関協働事業者」という。）が、構成員を選定して招集する。

2 支援会議の開催及び資料は非公開とする。

3 本会議に、前条第三号及び第四号に掲げる事項の検討を行うため、全体定例会及びチーム定例会を設置する。本会議の全体定例会及びチーム定例会は、豊田市重層的支援会議設置要綱に規定する全体定例会及びチーム定例会を兼ねる。

（意見の聴取等）

第6条 多機関協働事業者は、第4条に掲げる事項を行うために必要があると

認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 本会議の構成員は、正当な理由なく業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。これに違反した場合、社会福祉法第159条に規定される一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

（庶務）

第8条 本会議の庶務は、豊田市福祉部よりそい支援課が処理する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。